



市町村連携による地域公共交通網の構築について

天理市地域公共交通活性化協議会事務局

国の広域行政施策の転換（広域行政圏施策の廃止と定住自立圏構想の創設）

「国の施策に基づく全国一律の推進」

これまでの**広域行政圏施策**が当初の役割を終えたものとして

平成21年3月末をもって廃止

 **定住自立圏構想**

「市町村が自主的に選択」

新たな広域行政施策として**定住自立圏構想**が創設

- 定住自立圏構想は、『**中心市**』と『**近隣市町村**』が役割分担し、生活に必要な機能を確保するとともに、生活利便性や地域の魅力の向上を図ることを目的に始まった新しい広域連携の施策
- 定住自立圏とは、『**中心市**』と『**近隣市町村**』が1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域

中心市・・・以下の3つの条件をすべて満たす市

天理市

① 人口5万人程度以上

69, 178人

② 昼夜間人口の割合が1以上

1. 017

③ 三大都市圏内にあつては、特別区又は指定都市への通勤通学割合が市全体の通勤通学者の0. 1未満

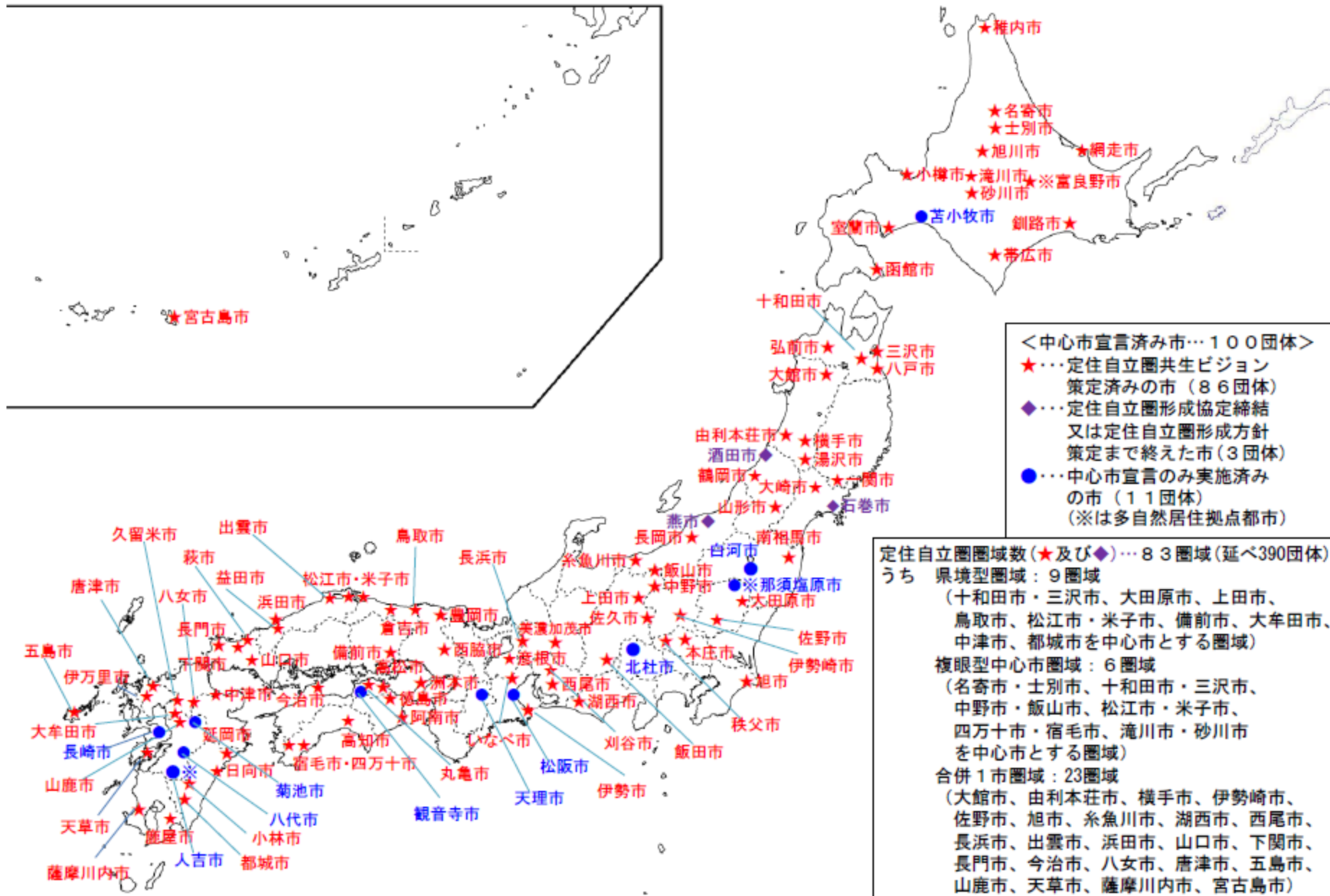
0. 0679

近隣市町村・・・ 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村とされています。

密接な関係を有しているかどうかは、関係市町村において、中心市に対する通勤通学割合の要素も考慮して、自主的に判断することとなります。

定住自立圏構想の全国の取組状況（平成27年1月1日現在）

総務省「定住自立圏構想HP」より



定住自立圏を形成するための手続き

定住自立圏構想を進めるには、「中心市宣言」、「定住自立圏形成協定の締結」、「定住自立圏共生ビジョン策定」の3つの手続きが必要になります。

1

中心市宣言（天理市が議会で宣言）

中心市（天理市）が、地域全体における人口定住のために、近隣の市町村と連携して圏域に必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするために宣言です。定住自立圏の形成に向けた取り組みの第一歩となります。

2

定住自立圏形成協定の締結（議会の議決）

中心市宣言を行った中心市と、その宣言に賛同する近隣市町村とが「1対1」で生活機能の確保のため、相互に役割を分担し、連携、協力することを確認するものです。

協定には、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点から、連携していく取組(事業)を定めます。

平成27年3月27日

川西町・三宅町・山添村

との間で合同調印式を予定

3

定住自立圏共生ビジョン策定

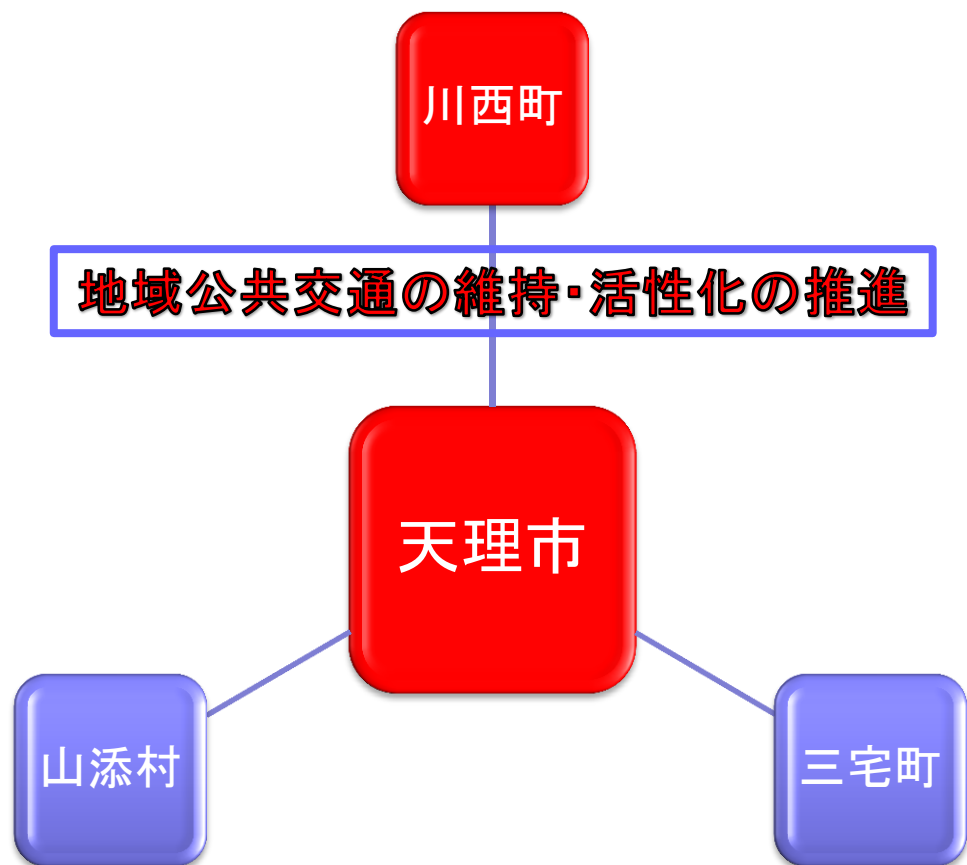
定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏の将来像や、協定に基づいて推進する具体的な取組を記載するもので、中心市が策定します。

また、**ビジョンの期間は、概ね5年間とし、毎年必要な変更**を行います。

平成27年9月頃
策定・決定予定

定住自立圏域の形成:天理市地域公共交通活性化協議会としての関わり

協定には、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント機能の強化」の3つの視点から連携していく取組(事業)を定める。





ご清聴ありがとうございました。

天理市地域公共交通活性化協議会事務局